

農地中間管理機構を活用して、 皆さんの農地を活かしましょう！

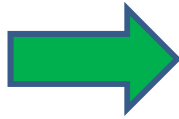
機構はこんな仕組みです

<対象は農業振興地域内の農地>

公的機関だから
安心して貸せます。



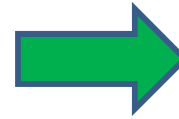
貸付け



農地中間管理機構
(神奈川県農業公社)

必要なら簡易な基盤整備
も行います。

貸付け
(転貸)



農地を
借りたい
人

機構に貸し付けた人に
協力金が交付されます。

まとまった使いやすい
農地が借りられます。

機構はこんなときに使えます

○**リタイアするので農地を貸したいな！**と思ったら・・・

⇒ 機構に農地を貸して下さい。
お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

○**利用権を交換して分散した農地をまとめたいな！**と思ったら・・・

⇒ 関係者がそろって機構に農地を貸して下さい。
機構が担い手の使いやすい形にまとめて転貸します。

○**新規就農するので農地を借りたいな！**と思ったら・・・

⇒ 機構から農地を借りられます。
機構の借り手の募集に応募して下さい。

地域ぐるみで活用しましょう

○**「人・農地プラン」**の話合いの中で機構を活用し、地域内の農地
利用の再編を進めましょう！

○地域で機構にまとまった農地を貸し付けると、**地域に協力金が
交付**されます。

農地を貸したい人は…

貸付希望者は、機構に相談して下さい。

貸付期間や賃料等の諸条件は機構と協議します。

市町村において、農用地利用集積計画が作成されると、**契約書の作成・農地法の許可は不要**です。

農地を借りたい人は…

借受希望者は、機構が行う借り手の募集に応募して下さい。
応募していただかないと、機構から農地を借りられません。

応募の際に、借受けを希望する農地の具体的な条件等もお聞きします。

応募に応じた方については、リストを整理し公表します。

貸付期間や賃料等の諸条件は機構と協議します。

機構において、農用地利用配分計画が作成されるので、**契約書の作成・農地法の許可は不要**です。

機構に農地を貸し付けるとこんなメリットがあります

- 機構に10年以上の期間貸し付ける場合には、一定の要件を満たせば、農地を貸した方に**経営転換協力金**又は**耕作者集積協力金**が支払われます。
- 機構に地域でまとまって貸す場合、地域に対して**地域集積協力金**が支払われます。

◆お問合せ先◆

(公社)神奈川県農業公社 電話 045-651-1703(直通)
神奈川県担い手支援課 電話 045-210-4441(直通)